

音羽公園整備・管理運営事業

事業基本協定書（案）

令和 7 年 3 月 27 日

福岡市

— 目 次 —

第1条	(目的)	1
第2条	(用語の定義)	1
第3条	(基本的合意)	2
第4条	(実施スケジュール)	2
第5条	(事業実施協定締結に向けた事業全体計画書の策定等)	2
第6条	(特別目的会社の設立)	3
第7条	(その他必要な準備行為への着手)	3
第8条	(事業実施協定の締結)	3
第9条	(事業実施協定の不締結)	3
第10条	(事業実施協定締結不調の場合の処理)	5
第11条	(損害の賠償)	6
第12条	(秘密保持)	6
第13条	(個人情報の取扱い)	7
第14条	(権利義務の譲渡等)	7
第15条	(本事業基本協定の変更)	7
第16条	(本事業基本協定の有効期間)	7
第17条	(準拠法及び裁判管轄)	7
第18条	(協議)	7

音羽公園整備・管理運営事業 事業基本協定書（案）

音羽公園整備・管理運営事業（以下、「本事業」という。）の実施に関して、福岡市（以下「甲」という。）並びに●●事業者連合体を構成する代表企業としての●●（以下「代表企業」という。）、構成企業としての●●及び●●（以下、代表企業及び各構成企業を総称して又は個別に「乙」という。）は、以下の通り本事業に関する事業基本協定（以下、「本事業基本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本事業基本協定は、本事業に関し、事業実施協定の締結に向けて、乙が事業予定者として実施すべき諸手続について定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本事業基本協定において使用する用語の定義は次の通りとする。

- （1）「公募要綱等」とは、甲が本事業に関して公表した令和7年3月27日付の公募要綱及びその付属資料（公表後の修正を含む。）、並びにそれらに関する質問に対して甲がホームページにおいて公表した甲の回答をいう。
- （2）「提案書類」とは、公募要綱等に基づき、乙が提出した提案書類及び提案書類の説明又は補足として乙が本事業基本協定締結日までに甲に提出したその他一切の文書（但し、提案書類のうち、甲と乙の協議により変更された内容を含む。）をいう。
- （3）「事業全体計画書」とは、第5条第3項に基づき策定される Park-PFI 事業、その他公園施設整備事業、管理運営事業からなる事業全体の計画を定めた計画書をいう。
- （4）「公募設置等計画」とは、都市公園法第5条の3の規定に基づき、甲に提出する計画をいう。本事業においては、公募要綱第3章に基づき、乙が甲に提案する計画を指す。
- （5）「公募対象公園施設」とは、都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」をいう。
- （6）「特定公園施設」とは、都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」をいう。本事業においては、必須特定公園施設と任意特定公園施設の総称をいう。
- （7）「利便増進施設」とは、都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」をいう。
- （8）「その他公園施設」とは、本事業において整備を行う公園施設のうち、公募対象公園施設及び特定公園施設、利便増進施設以外の公園施設をいう。

- (9) 「優先交渉権者」とは、提案審査を経て、最も優れた提案を提出した者として甲が選定した者をいう。
- (10) 「事業予定者」とは、本事業基本協定締結後において、公園施設の基本設計や事業全体計画書の策定、関係者との調整など、事業実施協定締結に向けた業務を行う者をいう。
- (11) 「事業実施協定」とは、本事業の実施に関して、甲と代表企業、公募対象公園施設設置及び管理運営業務を実施する企業、特定公園施設整備・譲渡業務を実施する企業、利便増進施設設置及び管理運営業務を実施する企業、その他公園施設整備業務を実施する企業並びに管理運営業務を実施する企業〔提案に応じて契約当事者は調整〕との間で締結される音羽公園整備・管理運営事業 事業実施協定をいう。
- (12) 「特定公園施設整備・譲渡契約」とは、甲と乙のうち特定公園施設を整備・譲渡する乙との間で締結される契約をいう。

(基本的合意)

第3条 乙は、公募要綱等及び提案書類に基づき、代表企業が第8条第3項に定める日までの事業実施協定の締結に向けて、誠実に対応し最大限の努力をする。

- 2 乙は、公募要綱等を十分に理解しこれに合意したこと、及び公募要綱等に記載の条件を遵守の上、甲に対し提案書類を提出したものであることを確認し、提案書類に記載の内容を誠実に履行するものとする。
- 3 提案書類に公募要綱等を満たしていない部分（以下「未充足部分」という。）があると甲が判断した場合、乙は、未充足部分につき公募要綱等を充足するために必要な措置を講じ、提案書類（事業全体計画書（第2条第3号に定義する。以下同じ。）作成後は事業全体計画書を含む。）を訂正しなければならない。なお、乙は、本事業の優先交渉権者として選定されたことをもって未充足部分の不存在が確認されたものではないことを確認する。

(実施スケジュール)

第4条 乙は、別紙1のスケジュールに従って、事業実施協定の締結に向けた詳細協議、事前準備等を実施するものとする。

(事業実施協定締結に向けた事業全体計画書の策定等)

- 第5条 乙は、事業実施協定の締結に向けて、自らの責任と費用負担において、甲と誠実に詳細協議を行うとともに、公募要綱等及び提案書類を遵守するために必要な措置を行うものとする。
- 2 乙は、自らの責任と費用負担において、公募対象公園施設、特定公園施設及びその他公園施設の基本設計を行うこととする。

- 3 乙は、事業実施協定締結までに、公募要綱等及び提案書類に基づき、評価講評における意見その他甲からの要望事項及び本条第1項に規定する詳細協議の結果を踏まえ、本事業の事業全体計画書を策定し、甲の承認を得なければならない。
- 4 本事業基本協定の締結後、甲からの書面により請求があった場合には、乙は甲に対し、速やかに提案書類の詳細を明確にするために、甲が合理的に要求する資料その他一切の書面及び情報を提出する。

(特別目的会社の設立)

第6条 乙は、本事業のみを実施する特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立する必要がある場合に限り、事業実施協定の締結までにSPCを設立し、設立後速やかに法人の登記簿謄本の写し及び出資者名簿を甲に提出するものとする。その後登記事項及び出資者名簿等が変更された場合も同様とする。なお、SPCの設立に関するその他要件は公募要綱等に定めた通りとする。

(その他必要な準備行為への着手)

第7条 乙は、事業実施協定の締結前であっても、本事業を遂行するため、自らの責任と費用負担において、公募要綱等及び提案書類を遵守するために必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

(事業実施協定の締結)

- 第8条 乙は、第5条、第6条及び第7条に定める諸手続を実施したことについて、甲の確認を得なければならない。
- 2 乙は、前項に基づく確認を得た上で、甲と[●（代表企業、公募対象公園施設設置及び管理運営業務を実施する企業、特定公園施設整備・譲渡業務を実施する企業、利便増進施設設置及び管理運営業務を実施する企業、その他公園施設整備業務を実施する企業並びに管理運営業務を実施する企業 [提案に応じて契約当事者は調整]）]との間の事業実施協定の締結に向けた協議を行い合意に達した場合、事業実施協定の締結に向けた手続を行うものとする。
 - 3 事業実施協定の締結は、令和●年●月●日を目途とする。

(事業実施協定の不締結)

第9条 事業実施協定の締結までに乙のいずれかが、本事業の公募手続きに関し次の各号の一に該当したときは、甲は、本事業基本協定を解除するとともに、事業実施協定を締結しない。

- (1) 本事業に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含み、以下本項において「独占禁止法」という。）第3条の

規定に違反し、又は乙のいずれかが構成事業者である事業者団体（以下「乙関連団体」という。）が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙のいずれかに対し、独占禁止法第7条の2（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下本項において「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

（2）納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が、乙のいずれか又は乙関連団体に対して行われたときは、乙のいずれか又は乙関連団体に対する命令で確定したものをいい、乙のいずれか又は乙関連団体に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。以下本項において「排除措置命令」という。）において、本事業に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（3）納付命令又は排除措置命令により、乙のいずれか又は乙関連団体に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が事業予定者等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に公募が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。

（4）本事業に関し、乙のいずれか（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）について、刑法（明治40年法律第45号。その後の改正を含む。）第96条の3、第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 事業実施協定の締結までに、福岡県警察本部からの通知に基づき、乙のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、本事業基本協定を解除するとともに事業実施協定を締結しない。

（1）役員等（乙のいずれかの役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下本項において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。その後の改正を含み、以下この項において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下本項において「暴力団」という。）の構成員（暴対法第2条第6号に規定する者（構成員とみなされる場合を含む。）。以下本項において「暴力団構成員等」という。）であると認められるとき。

（2）暴力団又は暴力団構成員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 暴力団又は暴力団構成員等に対して、資金的援助又は便宜供与をしたと認められるとき。
 - (4) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団構成員等を利用するなどしたと認められるとき。
 - (5) 暴力団構成員等であることを知りながら、その者を雇用し又は使用していると認められるとき。
 - (6) 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団構成員等を利用したとき、又は暴力団又は構成員等に資金援助若しくは便宜供与をしたと認められるとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
 - (8) 下請契約若しくは資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第7号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (9) 乙のいずれかが、第1号から第7号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第8号に該当する場合を除く。）に、甲からの当該契約の解除の求めに従わなかったとき。
- 3 甲は、乙が提出した応募表明書及び応募資格審査書類並びに提案書類に虚偽の記載があったと認められるときは、乙の事業予定者の地位を解消し、本事業基本協定を解除し、事業実施協定を締結しないことができる。
- 4 甲は、乙のいずれかが、本事業基本協定の締結のときから事業実施協定締結までの間に、公募要綱等に定める応募資格要件を満たさなくなったときは、甲は、本事業基本協定を解除するとともに事業実施協定を締結しないことができる。
- 5 本条第1項第1号から第4号及び第2項第1号から第9号までのいずれかの事由が生じたことに起因して、甲と乙が事業実施協定の締結に至らなかった場合、乙は、連帯して、●円【公募対象公園施設の公園施設設置等の使用料に係る提案価格（提案期間の合計）の100分の20にかかる金額】の違約金を甲に支払う。
- 6 本条第1項及び第2項の場合を除き、乙の責めに帰すべき事由により、第8条3項に定める日から著しく遅延し甲と乙が事業実施協定の締結に至らなかった場合、乙は、連帯して、●円【公募対象公園施設の公園施設設置等使用料に係る提案価格（提案期間の合計）の100分の10にかかる金額】の違約金を甲に支払う。

（事業実施協定締結不調の場合の処理）

第10条 甲と乙が事業実施協定の締結に至らなかった場合には、既に甲と乙が本事業の準備に関して支出した費用は、各自が負担し、前条第5項及び第6項に定める違約金の支払

に係る債務及び次条に定める損害賠償債務を除き、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(損害の賠償)

第11条 第9条第5項及び第6項に定める違約金の規定にかかわらず、本事業の公募手続に関し、第9条第1項第1号から第4号、同条第2項第1号から第9号、同条第3項及び第4項までのいずれかの事由が生じたことに起因して甲が損害を被った場合、又は乙のいずれかの責めに帰すべき事由により甲と乙が事業実施協定の締結に至らなかったことに起因して甲が損害を被った場合、当該損害のうち当該違約金を超過する部分について、甲は乙に対し賠償を請求することができ、乙はこれを連帯して負担する。

(秘密保持)

第12条 甲及び乙は、本事業又は本事業基本協定に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げる以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を漏らしてはならない。

(1) 開示の時に公知である情報

(2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報

(3) 開示者が本事業基本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを承諾した情報

(4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らかの秘密保持義務を課されることなく取得した情報

(5) 開示者から開示を受けた後被開示者の責めによらないで公知となった情報

(6) 甲が法令又は福岡市情報公開条例等に基づき開示する情報

(7) 甲が福岡市議会の請求に基づき開示する情報

2 乙は、本事業の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。

3 乙は、裁判所等により開示が命ぜられた秘密情報を当該裁判所等を開示することができる。また、乙は、本事業に関する資金調達に必要な場合には、融資金融機関に対し、秘密情報を開示することができる（但し、融資金融機関が、本事業又は本事業基本協定に関して知り得たすべての情報のうち第1項第1号から第5号までに掲げる以外のものについて守秘義務を負うこと、及び本条第2項、第4項及び第5項までにおける乙の秘密保持に関する義務と同等の義務を負うことについて、乙に対し事前に書面にて誓約した場合に限る。）

4 乙は、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼などを行う場合など、相手方に本条と同等の守秘義務を負わせた上で、当該業務に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。

5 前項の場合において、乙は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用するのしないよう適切な配慮をしなければならない。

(個人情報の取扱い)

第 13 条 乙は、本事業基本協定に基づき個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び福岡市個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第 14 条 乙は、甲の事前の書面による承諾がある場合を除き、本事業基本協定上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、承継させ又はその他の処分をしてはならない。

(本事業基本協定書の変更)

第 15 条 本事業基本協定は、甲及び乙全員の書面による合意がなければ変更することができない。

(本事業基本協定の有効期間)

第 16 条 本事業基本協定の有効期間は、本事業基本協定締結日から事業実施協定締結日の前日までとする。但し、本事業基本協定が解除された場合は当該解除の日までとし、事業実施協定の締結に至らなかった場合は、事業実施協定の締結に至る可能性がないと甲が判断して乙に通知した日までとする。

2 本事業基本協定の有効期間の終了に関わらず、第 9 条第 5 項及び第 6 項、第 10 条から第 13 条、第 17 条及び第 18 条までの効力は、有効期間終了後も存続する。

(準拠法及び裁判管轄)

第 17 条 本事業基本協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従い解釈され、本事業基本協定に関する一切の紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は福岡地方裁判所とする。

(協議)

第 18 条 本事業基本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲と乙の間で協議して定める。

[以下本頁余白]

以上を証するため、本事業基本協定書●通を作成し、甲及び乙はそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

●年 ●月 ●日

(甲) 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
福岡市
福岡市長 高島 宗一郎 印

(乙) 代表企業
所在地
商号及び名称
代表者名 印

構成企業
所在地
商号及び名称
代表者名 印

構成企業
所在地
商号及び名称
代表者名 印

別紙 1 実施スケジュール（予定）

令和 7 年 9 月～12 月	基本設計の実施 (公募対象公園施設・特定公園施設・その他公園施設)
令和 7 年 12 月	事業全体計画書の承認及び公募設置等計画の認定 事業実施協定の締結
令和 8 年 1 月～	実施設計の実施 (公募対象公園施設・特定公園施設・その他公園施設)
令和 8 年 10 月頃～	特定公園施設整備・譲渡契約の締結 その他公園施設工事請負契約の締結 工事の実施 (公募対象公園施設・特定公園施設・その他公園施設) 特定公園施設の検査及び譲渡 その他公園施設の検査及び引渡 管理協定の締結 公募対象公園施設の設置管理許可